

茨城県建築審査会

設置根拠 法令等	建築基準法第78条第1項，茨城県建築審査会条例
設置年月日	昭和25年11月23日
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法に規定する特定行政庁（知事）の許可に関する同意・ 建築基準法令の規定による特定行政庁，建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為についての審査請求に対する裁決・ 特定行政庁（知事）の諮問に応じ，建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議並びに関係行政機関に対しての建議
委員数・任期	7人・2年
委員の氏名	【法律】 上 島 佳子 【経 済】 石 川 和宏 【建 築】 柴 恭 （会長） 【建 築】 若 柳 綾子 【都市計画】 小 柳 武和（会長代理） 【公衆衛生】 満 川 元一 【行 政】 高 島 聖子 * 【 】内は建築基準法に定める選任分野
会議の公開	原則として公開 (ただし，茨城県建築審査会条例第6条ただし書の規定に基づき非公開の場合があります。)

<令和2年度 茨城県建築審査会>

○審議案件がないため、非開催となっています。

問い合わせ先 茨城県土木部都市局建築指導課 建築担当

TEL(029)301-4727/FAX(029)301-4739